○文教委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
17	国立学校設置法の一部を改正する法律案	衆	六〇、二、一	六〇、四、一〇（予）	六〇、四、二五 可決	六〇、五、一〇 可決	六〇、二、四	六〇、四、一九 修正	六〇、四、二三 修正	
18	日本体育・学校健康センター法案	〃	二、一	六、二（予）			四、一一	可 六、一九 決	継続審査（文教）	
70	昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案	〃	三、一〇	三、一〇（予）	可 六、一一 決	可 六、一九 決	三、一〇	修正 五、三一	修正 六、四	
74	著作権法の一部を改正する法律案	〃	四、一一	四、一一（予）	可 六、六 決	可 六、七 決	四、一一	可 五、三 決	可 五、三 決	

本院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
101国会 11	学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案	久保亘君外一一名（五九、五、一一）			五九、五、一一	継続審査					
101国会 16	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案	粕谷照美君外一名（七、六）			七、六	継続審査					

衆議院議員提出法律案（六件）

文教

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
3	学校教育法の一部を改正する法律案	佐藤誼君外二名（六〇、二、一三）	六〇、二、一八		六〇、二、一八（予）			六〇、二、一八	継続審査		
4	学校教育法等の一部を改正する法律案	中西績介君外二名（三、二、一三）	二、二八		二、二八（予）			二、二八	継続審査		
5	公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案	中西績介君外二名（三、二、一三）	二、二八		二、二八（予）			二、二八	継続審査		
6	公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案	馬場昇君外二名（三、二、八）	二、二〇		二、二〇（予）			二、二〇	継続審査		
8	児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案	木島喜兵衛君外二名（三、二、八）	三、二一		三、二一（予）			三、二一	継続審査		
9	義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案	木島喜兵衛君外二名（三、二、八）	三、二一		三、二一（予）			三、二一	継続審査		

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）

要旨

本法律案は、鹿児島大学に医療技術短期大学部を設置する（昭和六十年十月一日から施行）とともに、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の昭和六十年度の定員を一万九千三百四十一人（五百二十九人増）に改めようとするものである。

なお、衆議院において、定員の改正規定に関する部分の施行期日を公布の日に改める等の修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、鹿児島大学に医療技術短期大学部を設置するとともに、総定員法の枠外とされております新設医科大学等の職員の定員を改めようとするものであります。

なお、衆議院において施行期日についての修正が行われております。

委員会におきましては、医療技術者養成のあり方、政令事項となった大学院等の設置に関する資料提出の必要性、国立大学附属研究施設の整備その他教育研究予算の充実、十八歳人口急増に伴う大学の整備策、有利子奨学制度の実施状況、国際会議開催への援助等国際交流の推進などの諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第七〇号）

要旨

本法律案は、国・公立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである

一、既裁定の退職金等の額を昭和六十年四月分から平均三・四％引き上げること。

二、旧私学恩給財団の年金の額にについても、前記一に準じて引き上げること。

三、既裁定の退職年金、障害年金及び遺族年金の最低保障額を昭和六十年四月分から引き上げるほか、遺族年金については、同年八月分以後、更にその額を引き上げること。

四、掛金及び給付の算定の基礎となる標準給与の上限及び下限の月額を昭和六十年四月から引き上げること。

なお、衆議院において、施行期日等について修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国公立学校における教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合が支給する年金の額を昭和六十年四月分から改定するとともに、掛金等の算定の基礎となる標準給与の上限及び下限の額を引き上げるなど所要の改正を行おうとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日等についての修正が行われております。

委員会におきましては、年金額引上げ率等の是非、長期・短期の経理状況と保健・医療事業の充実、国庫補助減額分の補てんの見通し、都道府県助成の充実、その他私学助成、高等教育に関する諸般の問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、日本共産党を代表して吉川委員より反対の討論が行われた後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第七四号）

要旨

本法律案は、コンピュータ・プログラムが著作権法により保護される著作物であることを明らかにするとともに、その特質に見合った規定の整備を行い、著作者の権利の一

層適切な保護を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、プログラムの定義を定めるとともに、著作物の例示にプログラムの著作物を加えることとし、併せてプログラムに用いられるプログラム言語、規約及び解法には著作権法の保護は及ばないものとすること。

二、法人等の発意に基づきその業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、作成時の契約等に別段の定めがない限り、その法人等とすること（プログラム以外の著作物と異なり、法人等の著作名義で公表する必要はないこと）。

三、プログラムの著作物を電子計算機において、より効果的に利用する等のために必要な改変は、同一性保持権を侵害するものではないこと。

四、プログラムの著作物の複製物の所有者が行う自己の利用のために必要な複製、翻案は認めるが、これにより作成された複製物の目的外使用等は禁止すること。

五、プログラムの著作物の創作年月日の登録制度を設けることとし、その登録に関し必要な事項は別に法律で定めること。

六、著作権を侵害する行為によって作成された複製物を業務上電子計算機で使用する行為は、当該複製物の使用権原を取得した時に情を知っていた場合に限り、著作権を侵害する行為とみなすこと。

七、その他関係規定の整備を行うこと。

八、この法律は、昭和六十一年一月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、コンピュータープログラムの法的保護の重要性と国際的な動向にかんがみ、プログラムが著作権法で保護される著作物であることを明らかにするとともに、その特性に応じた規定の整備を行うことにより、プログラムの著作物の公正な利用に留意しつつ、その著作者の権利の適切な保護を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、コンピュータープログラムを著作権法の保護対象とした背景、理由とその是非、法人著作、複製・翻案権、保護期間、登録制度等プログラムの特質を配慮した規定の趣旨と中長期的な検討課題、私的録音・録

画及び文献複写の実態と早急な対策、ニューメディア等の開発に対する速やかな対応などの諸問題につきまして熱心な質疑を行うとともに、参考人の意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、日本共産党を代表して吉川委員より反対の討論が行われた後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、仲川委員より、著作権思想の一層の普及努力の必要性などについて、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合の四党共同提案による附帯決議案が提出され、多数をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。